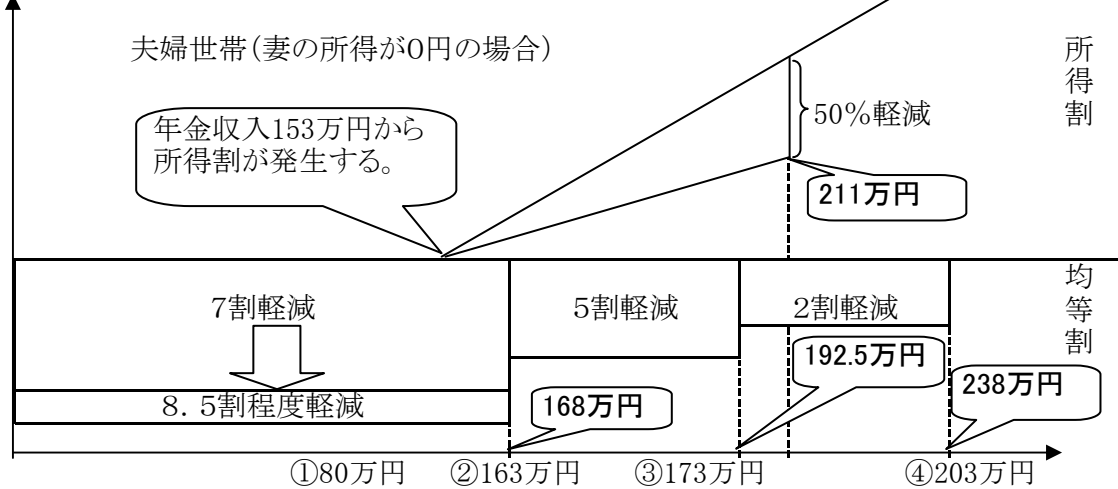


## 平成20年度保険料の軽減による具体的例

- ・均等割8.5割程度軽減、所得割50%軽減を実施した場合
- ※ 均等割額8.5割軽減した場合の端数処理については、変更の可能性あり



### ① 夫の年金80万円(所得0円)

現状

	均等割	所得割	計
夫	12,942 +	0 =	12,900

(7割軽減)

	均等割	所得割	計
妻	12,942 +	0 =	12,900

(7割軽減)

変更後

	均等割	所得割	計
夫	6,300 +	0 =	6,300

(8.5割軽減)

	均等割	所得割	計
妻	6,300 +	0 =	6,300

(8.5割軽減)

### ② 夫の年金163万円(旧ただ所得10万円)

現状

	均等割	所得割	計
夫	12,942 +	9,630 =	22,500

(7割軽減)

	均等割	所得割	計
妻	12,942 +	0 =	12,900

(7割軽減)

変更後

	均等割	所得割	計
夫	6,300 +	4,815 =	11,100

(8.5割軽減) (所得割50%減)

	均等割	所得割	計
妻	6,300 +	0 =	6,300

(8.5割軽減)

### ③ 夫の年金173万円(旧ただ所得20万円)

現状

	均等割	所得割	計
夫	21,571 +	19,260 =	40,800

(5割軽減)

	均等割	所得割	計
妻	21,571 +	0 =	21,500

(5割軽減)

変更後

	均等割	所得割	計
夫	21,571 +	9,630 =	31,200

(5割軽減) (所得割50%減)

	均等割	所得割	計
妻	21,571 +	0 =	21,500

(5割軽減)

### ④ 夫の年金203万円(旧ただ所得50万円)

現状

	均等割	所得割	計
夫	34,514 +	48,150 =	82,600

(2割軽減)

	均等割	所得割	計
妻	34,514 +	0 =	34,500

(2割軽減)

変更後

	均等割	所得割	計
夫	34,514 +	24,075 =	58,500

(2割軽減) (所得割50%減)

	均等割	所得割	計
妻	34,514 +	0 =	34,500

(2割軽減)